○厚生労働省令第百二十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

厚生労働大臣　武見　敬三

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出）	（届出）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の届出は、保健師業務、助産師業務、看護師業務又は准看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。	3　前項の届出は、保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、二以上の業務に従事する者にあつては、主として従事する業務について行うものとする。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

（　　年12月31日現在）

ふりがな 氏名		性別 1．男　2．女	生年月日 1．令和　2．平成　3．昭和　4．西暦　年　月　日 （　　歳）
住所	都道府県	㊞	
メールアドレス			
免許の種別	登録番号		登録年月日
保健師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
助産師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
看護師籍	厚生労働省 （都道府県）※都道府県からの免許付与者のみ	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日
准看護師籍	都道府県	第　　号	1．令和　2．平成　3．昭和　年　月　日

主たる業務　1　保健師業務　2　助産師業務　3　看護師業務　4　准看護師業務

業務に従事する場所

1 病院
2 診療所
　（ア　有床　　イ　無床　　）
3 助産所
　分娩の取扱いあり
　（ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　）
　分娩の取扱いなし
　（ア　開設者　　イ　従事者　　ウ　出張のみによる者　）
4 訪問看護ステーション
　（ア　管理者　　イ　従事者　　）
5 介護保険施設等
　（ア　介護老人保健施設　　イ　介護医療院
　ウ　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　エ　居宅サービス事業所
　オ　居宅介護支援事業所　　カ　その他　　）
6 社会福祉施設
　（ア　老人福祉施設　　イ　児童福祉施設　　ウ　その他　　）
7 保健所、都道府県又は市区町村
　（ア　保健所　　イ　都道府県（アを除く）　　ウ　市区町村（アを除く）　）
8 事業所
　（ア　事業所内診療所　　イ　その他　　）
9 看護師等学校養成所又は研究機関
10 その他

所在地	都道府県	電話番号（　　－　　－　　）
名称		
雇用形態	1　正規雇用　2　非正規雇用（1又は3に該当しない者） 3　派遣（紹介予定派遣を含む）	
常勤換算	1　フルタイム労働者 2　短時間労働者（0．　）人	※記入例参照